

大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例逐条解説（改正案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項、第78条の2の2第1項、第78条の4第1項及び第2項並びに法第115条の12第2項、第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスについて、事業に必要な人員、設備、運営等に関する基準を定めるものとする。

【解説】

- ・ この条例は、介護保険サービスのうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を行ううえで、事業所が必要とする人員、設備、運営などの基準を定めたものである。
- ・ 従来、基準は、厚生労働省令により全国一律に定まっていたが、平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が施行されたことにより、各市町村が、地域の実情に合わせて定めることとなったため、制定したものである。
- ・ この基準を市条例で定めるにあたっては、介護保険法第78条の4、第78条の2の2及び第115条の14により、基準に定められた事項ごとに、①厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）、②厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（標準とすべき基準）、③厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）があり、すべてを市が自由に定めることはできないものとされている。
- ・ この条例で定める基準は指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、事業者は常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

【解説】

- ・ この条例の中で使用されている用語の定義は、介護保険法や指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの基準を定めた厚生労働省令と同じである。

（事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者等は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者等又は居宅サービス事業者若しくは介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者等は、指定地域密着型サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 第3条では、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスを行う事業者がサービスを行ううえでの一般原則を定めている。
- ・ 指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の事業者は、要介護、要支援の状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるという指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの制度の趣旨にのっとり、事業者が、利用者の意思及び人格を尊重すること、地域との結びつきを大切にし、市やその他の介護保険サービス、保健医療サービスと連携すること、利用者の人権擁護及び虐待防止等の措置を講ずること、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用することについて規定したものである。

(地域密着型サービスを行う者及び介護予防地域密着型サービスを行う者の基準)

第4条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号に規定する申請者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。）とする。

2 法第78条の2第1項に規定する特別養護老人ホームの入所定員の数は、29人以下とする。

【解説】

- ・ 介護保険法では、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスを行う事業者は、市町村の条例で定める者でないときは、指定をしてはならないとされている。つまり、第1項では、事業者としての欠格事由を条例で定めることが想定されている。本市ではこの条件を原則として法人であることとし、事業の継続性、安定性の観点から個人営業の事業所ではなく、法人であることを条件としたものである。
- ・ ただし、サービス供給量を増やす観点から、看護小規模多機能型居宅介護には限っては、医療法に基づき、病床を有する診療所を開設している者も認めるものとしている。
- ・ 第2項では、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者の定員を定めている。介護保険法では「29人以下であって市町村の条例で定める数」としているもので、本市でも29人以下と定めることにより、法の範囲で最大の定員としている。

第2章 人員、設備、運営等に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)

第5条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

【解説】

- ・ 第2章では、それぞれのサービスの基本方針を定めている。基本方針とは、第3条に規定する一般原則をふまえ、それぞれのサービスの目的、特徴を規定したものである。

- ・ 第5条は、指定地域密着型サービスのうち、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針を定めている。このサービスは、定期的な巡回または随時通報により利用者の居宅を訪問し、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものである。つまり、要介護の利用者が、定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせ、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものである。

(夜間対応型訪問介護の基本方針)

第6条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

【解説】

- ・ 第6条は、指定地域密着型サービスのうち、指定夜間対応型訪問介護の基本方針について定めている。このサービスは、夜間において、定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものである。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第7条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

【解説】

- ・ 第7条は、指定地域密着型サービスのうち、指定地域密着型通所介護の基本方針を定めてい

る。このサービスは、要介護状態となった利用者が可能な限り、居宅において日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すこと及び家族の負担軽減を図ることを支援するものである。

(共生型地域密着型通所介護の基本方針)

第8条 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

【解説】

- ・ 第8条は、共生型地域密着型通所介護の基本方針について、指定地域密着型通所介護の基本方針を準用することを定めたものである。

(指定療養通所介護の基本方針)

第9条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

【解説】

- ・ 第9条は、指定地域密着型通所介護のうち、療養通所介護について、地域密着型通所介護と区別して基本方針を定めている。内容は、概ね第7条と同じになっている。
- ・ 第2項では、指定療養通所介護の提供を受ける利用者は、常に医療的ケア及び看護師の観察を要することから、指定療養通所介護事業者は、利用者の主治医や利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなくてはならないことを特に定めている。

(認知症対応型通所介護の基本方針)

第10条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

【解説】

- ・ 第10条は、指定地域密着型サービスのうち、指定認知症対応型通所介護の基本方針を定めている。このサービスは、認知症の利用者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図ることを支援するものである。

(小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第11条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

【解説】

- ・ 第11条は、指定地域密着型サービスのうち、指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を定めている。このサービスは、通いを中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。

(認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第12条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

【解説】

- ・ 第12条は、指定地域密着型サービスのうち、指定認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めている。このサービスは、いわゆるグループホームと呼ばれるもので、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを旨とするものである。

(地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

第13条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

【解説】

- ・ 第13条は、指定地域密着型サービスのうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針を定めている。このサービスは、定員が29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームで、入居者が要介護者とその配偶者などに限られる施設で行われるサービスであって、サービス計画に基づいて日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うことにより入居者が施設において自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
- ・ 第2項では、入居者は入居先施設を生活の場とすることから、運営状態が不安定であったり、事業を突然やめたりすることがないように努力することを事業者には義務付けているものである。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第14条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【解説】

- 第14条は、指定地域密着型サービスのうち、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針について定めている。このサービスは、29人以下の特別養護老人ホームであって、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものであり、常にその運営の向上に努めなければならない。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針)

第15条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所をいう。）において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【解説】

- ・ 第15条は、指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、ユニット型の施設について、ユニット型でない施設と区別して基本方針を定めている。内容は、概ね第14条と同じになっているが、ユニット型であるという点を活かし、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮すること、各ユニットの中で、利用者相互の社会的関係を築いて自立的な日常生活を営むことを支援しなければならないことを特に定めている。

(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第16条 指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

【解説】

- ・ 第16条は、指定地域密着型サービスのうち、指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針を定めている。このサービスは、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスである。そのため、基本方針は、居宅サービスの中の訪問看護の基本方針と第10条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえるものとされている。つまり、要介護者が自宅で、あるいは事業所に通い、または事業所に短期間宿泊して家庭的な雰囲気と地域の人たちとの交流の中で日常生活上の世話を受け、機能訓練を行うという小規模多機能型居宅介護の機能

と、居宅においてその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す訪問看護の二つのサービスの機能を合わせ持ったサービスである。

(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)

第17条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【解説】

- ・ 第17条は、指定地域密着型介護予防サービスのうち、指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針を定めている。このサービスは、認知症の者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう日常生活上の支援及び機能訓練を行い、利用者の生活機能の維持向上を目指すものである。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第18条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【解説】

- ・ 第18条は、指定地域密着型介護予防サービスのうち、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針を定めている。このサービスは、通いを中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持向上を目指すものである。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第19条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護

の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【解説】

- ・ 第19条は、指定地域密着型介護予防サービスのうち、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めている。このサービスは、いわゆるグループホームと呼ばれるもので、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、生活機能の維持向上、住み慣れた環境での生活の継続を目指すものである。

(人員、設備、運営等に関する基準)

第20条 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準については、第5条から前条までの規定に適合するよう規則で定める。

【解説】

- ・ 指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備、運営等に関する基準は、第5条から第19条の基本方針をもとに、「大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」及び「大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則」で定めることとしている。

(本市以外に所在する事業所に関する基準)

第21条 市長は、本市の区域外に所在する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所から法第78条の2第1項及び第115条の12第1項に規定する申請があった場合に、当該事業所が、その所在する市町村又は特別区が法第78条の4第1項及び第2項並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定めた基準を満たしているときは、この条例の基準を満たしているものとみなすことができる。

【解説】

- ・ 大和市の居住者は、原則として大和市に所在する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業所を利用することになるが、例外的に他自治体の事業所の利用を希望する場合は、当該自治体の同意を得たうえで、大和市がその事業所を指定することで利用可能となる。第21条は、その場合についての規定である。

- ・ 大和市以外にある地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業所が大和市に指定の申請をした場合、事業所が所在する自治体が定めた地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの基準を満たしていれば、大和市の基準を満たしているものとみなすことができるという規定である。

第3章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ 第20条で規則に定めるとしていること（具体的には大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則及び大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則で定めていること）以外に、この条例を施行するにあたって詳細について定める必要があるときは、別に規則で定めることとしたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文の指定を受けている者（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により法第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文の指定を受けたものとみなされている者を含む。）については、この条例の基準を満たしているものとみなす。

【解説】

- ・ この条例を施行する以前から地域密着型サービスまたは地域密着型介護予防サービスの事業所として指定を受けている事業所は、この条例の基準を満たしているものとみなすことを定めたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第5項、第2条の規定による改正後の大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第3条第5項及び第3条の規定による改正後の大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条

【解説】

- この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、上記3条例の規定中「講じなければならない」とする義務規定を「講じるように努めなければならない」との努力規定として定めたものである。